

1  
第1 設問1

2  
1 ①の搜索の適法性

3  
(1) ①の搜索は，搜索令状なく行われている。もっとも，  
4  
甲は甲宅の玄関で通常逮捕されている。そこで，「逮  
5  
捕の現場」に基づく搜索として適法とならないか（刑事  
6  
訴訟法220条1項2号。以下，法令名は省略する。）。  
7  
甲宅のすべての部屋が「逮捕の現場」といえるかが問  
8  
題となる。

9  
(2) 「逮捕の現場」において令状のない搜索が認められ  
10  
るのは，当該被疑事実に関連する証拠の存在する蓋  
11  
然性が認められるため，裁判官が令状審査をしなくて  
12  
も，捜査機関の権限濫用のおそれがないといえるから  
13  
である。そして，「逮捕の現場」とは同一管理権の範囲  
14  
内のことをいうと解する。

15  
(3) 甲は，甲宅の玄関で逮捕されている。甲宅は甲の  
16  
管理権に服するので，「逮捕の現場」には甲宅のすべ  
17  
ての部屋が含まれるといえる。

18  
(4) したがって，①の搜索は適法である。

19  
2 ②の差押えの適法性

20  
(1) Pは金庫の中を確認せずに差押えをしている。上述  
21  
したように甲宅は「逮捕の現場」なので差押えは可能  
22  
であるが（220条1項2号），被疑事実との関連性が

認められる「証拠物」「と史料するもの」でなければなら  
ないため、その適法性が問題となる(222条1項, 99  
条1項)。

(2) 被疑事実との関連性が認められない場合には差押  
えは許されないのが原則である。しかし、被疑事実と  
の関連性を確認しては証拠が隠滅されるおそれ  
がある場合であって、被疑事実に関連する蓋然性が  
認められる場合には、捜査の実効性を確保するため、  
例外的に差押えが許されると解する。

(3) 本件ではPは、甲の様子を見て、甲が金庫内にライ  
フル銃を隠していると考えているのであるから、金庫  
内に事実Xに関連する物が存在する蓋然性が認めら  
れる。もっとも、Pらが持参した工具で破壊できなくとも、  
専門の業者を呼び、金庫を解錠した上でライフル銃の  
存否を確認する余裕はあったはずであり、金庫ごと差  
し押さえなければ、証拠が隠滅されるおそれがあると  
までは言いがたい。

(4) したがって、②の差押えは違法である。

## 第2 設問2

1 裁判所は、③の請求に対し、どのような措置を取るべ  
きか。

2 本件検察官調書について甲の弁護士Bがこれを不同

1	意とした場合には、Cに対する証人尋問を請求すること
2	を予定していたのであるから、316条の15第1項5号口
3	に該当する。
4	そして、本件検察官調書の証明力を判断するためには、
5	Cの供述に変遷があるか否か、その供述内容が客
6	観的事実に合致するかなどを慎重に判断する必要があ
7	り、そのためには、Cの供述が録取されている他の供述
8	録取書があれば、その開示を受けてこれを検討すること
9	が極めて重要であったのであるから、「特定の検察官請
10	求証拠の証明力を判断するために重要であると認めら
11	れるもの」であり、その重要性からすれば関係者の名誉
12	やプライバシーを考慮しても、開示が「相当と認められ
13	る」(同柱書)。
14	3 したがって、開示命令を出す措置を取るべきである。
15	以上
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	